

⑫ 明智光秀判物

〔天正四年（一五七六）〕

曾祢（曾根）村惣中 宛

今度従氷上表
打入候刻、当村百姓
別而馳走之段懇
志不淺候、依之諸
役万雜公事令
免許畢、仍如件、

天正四

二月廿日 （花押）

曾祢村
惣中

読み

今度氷上表より打ち入り候刻、当村の百姓別に馳走の段懇志浅からず候、これにより諸役万雑公事（まんぞうくじ）免許せしめおわんぬ、よつて件の如し、

天正四年二月廿日 （光秀）

曾祢村 惣中

内容

このたび（丹波）氷上郡（黒井城）を攻撃した際、村の百姓が援助をしてくれ、その気持ちはとても深いものがあつた。であるので、曾根村の様々な課税を免除します。

明智光秀は織田信長から丹波攻略を命じられ、丹波黒井城を攻めた。その出陣に際して曾根村の者たちが光秀をあつく援助したため、それに対して税を免除した文書です。